

“あなたとふるさと「高知」を結ぶかけ橋”

こうちふるさと寄附金であなただの ところをお届けください。

●問い合わせ先・寄附金窓口

高知県総務部政策企画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
TEL.088-823-9563 FAX.088-823-9267 e-mail:111601@ken.pref.kochi.lg.jp

●高知県外の窓口

高知県東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-3内幸町ダイビル7階
TEL.03-3501-5541 FAX.03-3501-5545 e-mail:111602@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県大阪事務所

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-6-8センバセントラルビル1階
TEL.06-6244-4351 FAX.06-6244-7933 e-mail:120902@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル4階
TEL.052-251-0540 FAX.052-263-1190 e-mail:120903@ken.pref.kochi.lg.jp

●詳しくは、こうちふるさと寄附金ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/furusato.html>

検索サイト [クリック!](#)

※高知県庁ホームページ こうちふるさと寄附金～がんばる高知応援サイト～



ホームページのURLを
メールで送信できます。

令和5年6月

かけ橋
こころの
ふるさとに

こうちふるさと寄附金のご案内
(ふるさと納税)



○課題解決の先進県を目指すふさと「高知」

高知県は、全国に先んじて人口減少、高齢化が進む中で、経済規模の縮小や過疎化の進行、南海トラフ地震をはじめとする災害への対応など、困難な課題に直面しています。また、原油価格や物価の高騰の長期化により、県内でも多くの家庭や事業者が影響を受け、厳しい社会経済情勢となっています。

こうした状況を乗り越えるため、影響を受けた県内事業者や生活者への支援のほか、生活困窮者に対する支援などの対策を進めています。

さらに、ふるさと「高知」に活力を取り戻すため、「地産外商」の取り組みをはじめ、「各産業分野におけるデジタル技術の活用」や「脱炭素化・SDGsを目指した取り組みの促進」などを強化した「第4期産業振興計画」を推進してまいります。加えて、「中山間地域の活性化」や「少子化」に関連する施策を盛り込んだ「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、元気あふれる高知の実現に向けて取り組むとともに、南海トラフ地震対策の抜本強化や将来を担う子どもたちの育成などに県民の皆さまと力を合わせて取り組んでまいります。

ふるさと「高知」が、元気あふれる地域づくりを進めていくためには、皆さまからの温かいご支援、ご声援が不可欠です。

「こうちふるさと寄附金」が、皆さま方と高知を結ぶ”こころのかけ橋”となり、これまで以上につながりが深まりますことを心よりご期待申し上げます。



高知県知事
濱田 省司

Q1 「こうちふるさと寄附金」とは？（ふるさと納税）

自分の想う「ふるさと」に寄附をした場合、その金額や所得に応じて、所得税やお住まいの自治体に納めている住民税の軽減が受けられる制度がふるさと納税制度です。

高知を応援する気持ちをお持ちの方ならどこにお住まいでも、「ふるさと納税」として高知に寄附をすることができます。

高知県では、この制度を利用していただいた寄附金を「こうちふるさと寄附金」として受け入れ、高知を元気にする様々な取り組みの貴重な財源として活用させていただいております。

〈寄附金の活用分野〉

<p>分野1 医療・福祉サービスの充実</p> <p>地域で支え合う医療・福祉サービス提供体制の充実などに活用します。</p>	<p>分野2 子どもや子育ての支援・教育振興</p> <p>子育て支援や教育環境の充実などに活用します。</p>	<p>分野3 南海トラフ地震対策</p> <p>防災教育、地域への啓発活動などに活用します。</p>	<p>分野4 観光の振興</p> <p>自然・歴史・食の観光基盤を生かした取り組み、よさこいの振興などに活用します。</p>
<p>分野5 スポーツや芸術・文化の振興</p> <p>スポーツ参加の拡大、芸術・文化活動の支援などに活用します。</p>	<p>分野6 自然環境や生物多様性の保全</p> <p>清流保全や希少動植物の保護などに活用します。</p>	<p>分野7 人と動物との共生の推進</p> <p>犬・猫の殺処分ゼロを目指す取り組みなどに活用します。</p>	<p>分野8 県政全般</p> <p>産業振興、中山間地域の活性化の取り組みなどに活用します。</p>

Q2 税の軽減措置を受けるためには？（高知県は地方税法第37条の2第2項に基づく総務大臣の指定を受けています。）

確定申告が必要です

税の軽減措置を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。

確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

以下の条件を満たす方は、確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できます。（利用される方は、別途ご案内する申請書の提出が必要となります。）

- ①確定申告の不要な給与所得者等
- ②ふるさと納税先の自治体数が5団体以内

Q3 必要な手続きは？

1 寄附の申し込み



〔寄附者〕

①寄附申し込み

〔申込方法〕

- 郵送 ●ファックス ●電子メール ●持参 ●ホームページまたはふるさと納税ポータルサイトから



〔高知県〕

②納付書の送付、振込口座のお知らせ

こうちふるさと寄附金ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/furusato.html>
ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「さとふる」、「ふるなび」、「ANAのふるさと納税」等における高知県のページからも寄附の申し込みができます。
※上記のポータルサイトからお申し込みの場合、申し込み手続きとあわせてオンライン決済が行えます。

携帯電話からの申し込みはこちら

※パッケージ通信料は利用者負担となります

2 寄附金の払い込み



〔寄附者〕

③払い込み

〔払込方法〕

- 納付書 ●現金（書留または持参） ●口座振込 ●オンライン決済



〔高知県〕

④納付書兼領収書、現金領収証書、受領証明書のいずれか
※納付書兼領収書は振り込みをした金融機関で交付されます。

※ご注意
寄附金募集にかかった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。

- 納付書は所定の金融機関へ持参し、払い込みください。
- オンライン決済はインターネット上の「ふるさと納税ポータルサイト」で行ってください。オンライン決済による納付は、2,000円以上で利用可能です。手数料はかかりません。※口座振込の手数料及び現金書留の郵送料等は、誠に恐縮ですが寄附をされる方の負担とさせていただきます。

【ご利用可能なオンライン決済】

- ・クレジットカード払い
- ・コンビニエンスストア支払い
- ・携帯キャリア決済
- ・Amazon Pay
- ・PayPal など

◎5,000円以上の寄附をしていただいた高知県外にお住まいの方にご寄附の金額に応じて記念品をお送りさせていただきます。

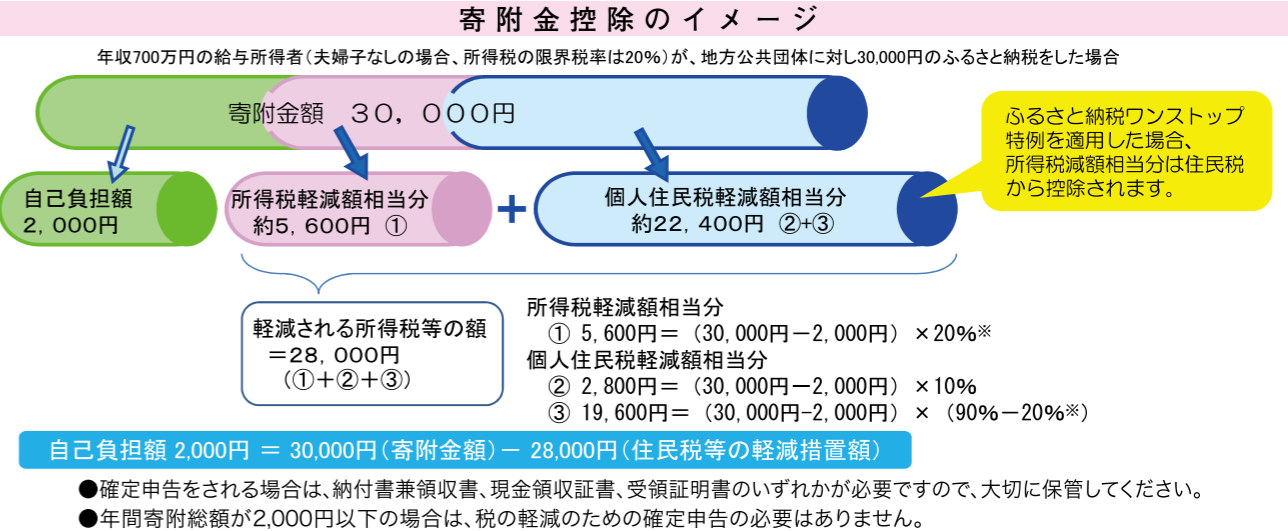
※別紙の「こうちふるさと寄附金記念品カタログ」またはホームページをご確認のうえ、申込書にご希望の記念品番号と品名をご記入ください。

- 記念品を受け取った場合の経済的利益は、一時所得に該当します。（一時所得は、年間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となりますので、ご不明な点がある場合はお問い合わせください。）
- 流通動向などにより、お送りできる記念品の内容を変更させていただくことがありますことをご了承願います。



Q4 自己負担額は？（所得税、個人住民税の軽減措置）

地方公共団体にふるさと納税（寄附）をした場合、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、所得税と個人住民税の軽減措置を受けることができます。



○所得税の軽減措置（所得控除） おおよその軽減額は次の式で計算できます。

①所得税軽減額 = (地方公共団体への寄附額 - 2,000円) × 所得税率※

- ・軽減対象となる年間寄附総額は総所得金額等の40%が上限です。
- ・地方公共団体とは、都道府県または市区町村のことをいいます。
- ・税制の改正により、上記計算方法が変更になる場合があります。詳細につきましては税務署等にお問い合わせください。

○個人住民税の軽減措置（税額控除） おおよその軽減額は次の式で計算できます。

個人住民税軽減額 = ② + ③
② = (地方公共団体への寄附額 - 2,000円) × 10%
③ = (地方公共団体への寄附額 - 2,000円) × (90% - 所得税率※)

- ・軽減対象となる年間寄附総額は総所得金額等の30%が上限です。また、③の額は個人住民税所得割額の20%が上限です。
- ・地方公共団体とは、都道府県または市区町村のことをいいます。
- ・税制の改正により、上記計算方法が変更になる場合があります。詳細につきましては、お住まいの市区町村等にお問い合わせください。

※2013年から2037年中の寄附分については、復興特別所得税分が加算された率となります。